

約款・規定集(個人のお客様用)新旧対照表

平成28年3月

平成28年4月1日より約款・規定を新設、改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第6章 振替有価証券の取引	
<p>第46条(振替の申請)</p> <p>(1) お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④振決国債の償還期日に振替を行うもの</p> <p>⑤～⑪ (省 略)</p> <p>(2) ～(6)(省 略)</p>	<p>第46条(振替の申請)</p> <p>(1) お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ 振決国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日まで範囲内において振替機関が定める期間中において振替を行うもの</p> <p>⑤～⑪ (省 略)</p> <p>(2) ～(6)(省 略)</p>
<p>第55条(分離適格振決国債に係る元利分離申請)</p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>①(省 略)</p> <p>② 当該分離適格振決国債の償還期日に元利分離を行うもの</p> <p>(2) ～(3)(省 略)</p>	<p>第55条(分離適格振決国債に係る元利分離申請)</p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>①(省 略)</p> <p>② 当該分離適格振決国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの</p> <p>(2) ～(3)(省 略)</p>
<p>第56条(分離元本振決国債等の元利統合申請)</p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振決国債および分離利息振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>①(省 略)</p> <p>② 当該分離元本振決国債と名称および記号が同じ分離適格振決国債の償還期日に元利統合を行うもの</p> <p>(2) ～(3)(省 略)</p>	<p>第56条(分離元本振決国債等の元利統合申請)</p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振決国債および分離利息振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>①(省 略)</p> <p>② 当該分離元本振決国債と名称および記号が同じ分離適格振決国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの</p> <p>(2) ～(3)(省 略)</p>
<p>第64条の2(特定個人情報の取扱いに関する同意)</p> <p>当社は、株式の振替を行うための口座を開設した場合その他の特定個人情報(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。以下この条において同じです。)の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合には、当社の上位機関である振替機関の業務規程の定めるところにより、当該振替機関、当該振替機関を通じて振替株式等の発行者および受託者に対し、お客様の特定個人情報(金融庁長官が定めるものに限ります。)を通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第64条の2(特定個人情報の提供)</p> <p>当社は、株式の振替を行うための口座を開設した場合その他の特定個人情報(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。以下この条において同じです。)の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合には、当社の上位機関である振替機関の業務規程の定めるところにより、当該振替機関に対し、お客様の特定個人情報(金融庁長官が定めるものに限ります。)を提供いたします。</p>

改定後(新)	改定前(旧)
第8章 株式累積投資	
<p>第87条(売却)</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 上記(1)の買取りに際して、当社は当該株式の売買単位未満の持分の売却の申込みを受け付けます。また、お客様は当該持分の一部の売却申込みをするときには原則として整数の株数で指定するものとします。<u>なお、お客様より既に持分の一部の売却の申込みを受け付けた場合において、当社は、その受渡し前日までの間、お客様より当該持分と同一銘柄について追加の持分の売却の申込みをお受けできません。</u></p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) <u>お客様が売却する銘柄が合併・併合、株式移転・交換その他の理由により、売却注文の執行が当社の通常業務方法として困難である場合には、当社が通常業務方法として売却注文の執行が可能となったときに速やかに売却注文を執行するものとします。</u></p>	<p>第87条(売却)</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 上記(1)の買取りに際して、当社は当該株式の売買単位未満の持分の売却の申込みを受け付けます。また、お客様は当該持分の一部の売却申込みをするときには原則として整数の株数で指定するものとします。</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(新 設)</p>
第19章 雑則	
<p>第165条(取扱いの停止または解約)</p> <p>(10) <u>お客様が当社に開設しているいずれかの口座が法令や公序良俗に反する行為のために利用されている、またはそのおそれがあると認められるときは、当社は、お客様に通知することなく入出金を含むお客様の取引およびサービス等の利用を停止もしくは制限し、またはお客様に通知することによりこの約款における各契約および取扱いを解約できるものとします。</u></p>	<p>第165条(取扱いの停止または解約)</p> <p>(新 設)</p>
附則	
<p>(削 除)</p>	<p>(改定後の本約款の規定の適用)</p> <p>第1条</p> <p>(1) <u>平成27年10月1日付け改定による変更後の規定は、同日から適用されます。</u></p> <p>(2) <u>前項の規定にかかわらず、個人番号に関する改正後の第3条の2の2、第64条の2および第167条の規定は、平成28年1月1日から適用されるものとします。</u></p>
平成28年4月1日改定	平成27年10月1日改定
外国証券取引口座約款	
第4章 雑則	
<p>(個人データの第三者提供に関する同意)</p> <p>第34条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合当該国等の税務当局、当該外国証券を<u>管理・保管する機関</u>又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合</p>	<p>(個人データの第三者提供に関する同意)</p> <p>第34条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の<u>保管機関</u>又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>当該国等の税務当局、当該外国証券を管理・保管する機関、当該預託証券の発行者若しくはこれを管理・保管する機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 <u>当該外国証券若しくは当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくはこれらの証券を管理・保管する機関又はこれらの者から当該事項に係る委任を受けた者</u></p> <p>(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合 <u>当該監督当局、又は当該外国証券の売買に係る外国証券業者、当該外国証券を管理・保管する機関又はこれらの者から当該事項に係る委任を受けた者</u></p>	<p>当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは<u>保管機関</u>又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 <u>当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関</u></p> <p>(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、<u>その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合</u> <u>当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関</u></p>
平成28年4月1日改定	平成27年10月1日改定

特定口座約款

附則

<p>(削 除) 第1条(削 除)</p> <p>2 (削 除)</p>	<p>(特定公社債等の特定口座への受入れに関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、平成27年10月2日において特定口座を開設されているお客様に対し、租税特別措置法(平成25年法律第5号)附則第44条第2項の規定に基づく平成28年1月1日においてお客様が当社の口座で有する特定公社債および公募公社債投資信託受益権(以下「特定公社債等」といいます。)のうち同項第1号に掲げる特定取得上場株式等および同項第2号に掲げる一般取得上場株式等に該当するもの特定口座への受入れに関する通知書をお送りします。これに対し、お客様から平成27年12月で当社が別途定める日までに当該通知書に同封する不同意書を当社に提出されないときは、お客様から租税特別措置法施行令(平成25年政令第169号)附則第7条第5項に基づく依頼があったものとして取り扱います。その場合、平成28年1月1日においてお客様が特定口座以外の口座に有するものとして確定している特定公社債等のうち特定取得上場株式等および一般取得上場株式等に該当するものすべてを同日にお客様の特定口座に受け入れるものとします。</p> <p><u>2</u> 平成27年10月2日において当社に特定口座を開設されていないお客様の場合、同年10月3日から同年12月で当社が別途定める日までの期間において、特定口座開設届出書を提出されるときは、当該届出書の提出をもって、租税特別措置法(平成25年法律第5号)附則第44条第2項および租税特別措置法施行令(平成25年政令第169号)附則第7条第5項に基づく当社への依頼があったものとして取扱い、お客様が平成28年1月1日において有するものとして確定している特定取得上場株式等および一般取得上場株式等に該当する特定公社債等のすべてを同日に特定口座に受け入れるものとします。ただし、お客様</p>
--	--

改定後(新)	改定前(旧)
3 (削除)	<p><u>が平成27年12月で当社が別途定める日までに不同意書を提出される場合は、この限りではありません。</u></p> <p>3 <u>前各項の規定は、平成27年10月2日において、お客様が当社の口座において有する特定公社債等に租税特別措置法施行令(平成25年政令第169号)附則第7条第13項に定める特定相続上場株式等または一般相続上場株式等に該当しうるのが含まれている場合には、適用しないものとします。その場合、お客様が平成28年1月1日において特定口座以外の口座に有するものとして確定している特定公社債等のうち特定取得上場株式等および一般取得上場株式等に該当するもの(特定相続上場株式等および一般相続上場株式等も含みます。)のすべてを特定口座に受け入れることを希望されるときは、当社所定の方法により当社に依頼していただきます。</u></p>
4 (削除)	<p>4 <u>特定取得上場株式等および一般取得上場株式等(特定相続上場株式等および一般相続上場株式等も含みます。)に該当しうる特定公社債等のうち、当社においてその取得日、取得価額等の管理がなされていないものは、前各項に定める特定口座への受入れの対象とはなりません。</u></p>
5 (削除)	<p>5 <u>第1項から第3項までの規定により平成28年1月1日に当社に開設されている特定口座への受入れがされるものとして確定している日々決算型投資信託の受益権を有するお客様の場合、同日前に取得の約定をし、同日以後に受渡しがなされる日々決算型投資信託の受益権の取得は、特定口座約款第5条第1項の規定にかかわらず、すべて特定口座を通じた取得として取り扱います。</u></p>
6 (削除)	<p>6 <u>第1項から第3項までの規定により平成28年1月1日に当社に開設されている特定口座への受入れがされるものとして確定している特定公社債等であっても、お客様が当該特定公社債等につき同日前に譲渡を約定し、同日以後に受渡しされる場合には、特定口座約款第5条第1項の規定にかかわらず、原則として一般口座を通じた譲渡として取り扱います。ただし、お客様から売却の注文の際にお申出があるときは、特定口座を通じた譲渡として取り扱います。当社がこの取扱いを行う際、同日前の約定を一般口座で受付、同日以後に当該約定を取消し、改めて特定口座で約定させていただくことがあります。</u></p>
<p>(削除) 第2条(削除)</p> <p>平成28年4月1日改訂</p>	<p>(変更後の本約款の規定の適用)</p> <p>第2条 <u>平成28年1月1日付け改定による変更後の規定は、同日から適用されます。なお特定口座での取引に関しては、同日以後の受渡しが行われるものから適用されます。また、第2条(特定口座の申込方法)第1項の規定は、当社におけるお客様からの特定口座開設届出書の正式な受理が同日以後となるものから適用されます。</u></p> <p>平成27年12月18日改訂</p>

改定後(新)	改定前(旧)
電子交付サービス取扱規程	
<p>第5条 本サービスにおける取扱い</p> <p>(1) ~ (4) (省 略)</p> <p>(5) (削 除)</p>	<p>第5条 本サービスにおける取扱い</p> <p>(1) ~ (4) (省 略)</p> <p>(5) <u>第2条第1項(1)に掲げる対象書面のうち、電子交付により提供される特定口座年間取引報告書および上場株式配当等の支払通知書には、お客様から告知を受けた個人口座は掲載されません。確定申告にご利用いただける個人番号が記載されたこれらの報告書および通知書は、別途、紙媒体によりお送りいたします。</u></p>
<p>平成28年1月1日改定</p>	<p>平成25年1月1日改定</p>
非課税上場株式等管理に関する約款	
附則	
<p>(削 除)</p> <p>第1条(削 除)</p> <p>2 (削 除)</p>	<p>(改訂後の本約款の規定の適用)</p> <p>第1条 <u>平成28年1月1日付け改定による変更後の規定は、同日から適用されます。なお、非課税口座での取引に関しては、同日以後の受渡しが行われるものから適用されます。</u></p> <p>2 <u>この約款第3条第1項の規定に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」に係る手続が平成27年12月31日前に開始され、平成28年1月1日以後に当該手続きが完了する場合には、同日前であっても、変更後の第3条第1項および第2項の規定が適用されるときがあります。</u></p>
<p>平成28年4月1日改定</p>	<p>平成28年1月1日改定</p>

【新設】未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

第1章 総則

(約款の趣旨等)

第1条 この約款は、未成年者口座および課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客様」といいます。)が、租税特別措置法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、SMBC日興証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。当社は、この約款に従って「未成年者口座管理契約」および「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本契約」といいます。)をお客様と締結いたします。

- この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 - 未成年者口座 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に定める未成年者口座をいいます。
 - 未成年者口座管理契約 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に定める未成年者口座管理契約をいいます。
 - 未成年者非課税適用確認書 租税特別措置法第37条の14の2第5項第7号に定める未成年者非課税適用確認書をいいます。
 - 非課税管理勘定 未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座において振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成28年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。
 - 継続管理勘定 未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座において振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成36年から平成40年までの各年に設けられるものをいいます。
 - 課税未成年者口座 未成年者口座を開設したお客様が当社に開設している特定口座またはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座(これらの口座において課税未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。)で、当該未成年者口座と同時に設けられるものをいいます。
 - 課税未成年者口座管理契約 租税特別措置法第37条の14の2第5項第6号に定める課税未成年者口座管理契約をいいます。
 - 課税管理勘定 課税未成年者口座管理契約に基づき課税未成年者口座において振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。)または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。
 - 上場株式等 この約款に別段の定めがある場合を除き、租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する株式等をいいます。
 - 未成年者口座内上場株式等 未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座に係る振替口座簿への記載もしくは記録または未成年者口座に保管の委託がされている上場株式等をいいます。
 - 振替口座簿 社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」といいます。)に規定する振替口座簿をいいます。
 - 特定口座 租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。
- お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社が定める「証券取引約款」その他の当社が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社所定の方法により、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を当社が定める期間に提出(未成年者非課税適用確認書の交付申請書および未成年者口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含みます。)していただくとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる書の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間で当社が定める期間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。

- 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社または他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。)を提出することはできません。
- 当社が第1項本文の規定に基づきお客様から提出される「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」を受理する際には、お客様があらかじめ証券取引約款に基づく口座を当社に開設し、または開設の申し込みをされていることを条件といたします。なお、お客様の年齢がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます)に達していない場合には、証券取引約款に基づく口座とは別に未成年者口座および課税未成年者口座における出金および払出しの制限を管理するための口座を当社に開設いただきます。(以下、未成年者口座および課税未成年者口座を「専用口座」といい、専用口座に先立ちまたは同時にお客様が当社に開設される口座(特定口座および特定管理口座を含む場合があります。))を「本口座」といいます。)また、お客様には、次の各号に掲げる事項にご同意いただいたものとします。
 - 証券取引約款の規定にかかわらず、専用口座が開設されている間は、本口座の解約を当社に対して申し出ることができないこと。
 - 取引報告書、取引残高報告書、特定口座年間取引報告書その他のお客様交付書類は、専用口座および本口座それぞれについて作成され、お客様に交付されること。
 - 原則として、本口座における特定口座に係る契約等の締結、当該契約等の変更もしくは解約または諸届出もしくは届出事項の変更に準じて、専用口座における契約等または届出事項も変更されること。
 - 基準年の1月1日において当社に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)出国および払出しの制限の終了に伴い専用口座は廃止され、専用口座における未成年者口座は、本口座へ移管されること。
- お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。
- お客様が基準年の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。))による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等事由による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。
- 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたもの)に限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、平成28年から平成35年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日(平成28年においては、4月1日)に設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合(平成28年においては、平成28年4月2日以後に提出された場合)における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定は、平成36年から平成40年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当社とお客様との間で締結した未成年者口座管理契約に基づき、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客様との間で締結した未成年者口座管理契約に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文または同法第29条の3第1項本文の規定の適用を受けて取得した同法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等または同法第29条の3第1項に規定する特定外国新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のうち当社が非課税管理勘定で取り扱うことを認めた取引方法で取得または移管された上場株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株式等を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。

①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れを完了した上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円を超えないもの

イ 受入期間内に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

2 上場株式等の取得対価の額が外貨の場合は、以下のとおり円貨に換算した金額とします。

①購入した外貨建上場株式等 前項第1号イの購入した場合については、その外貨建の購入の代価の額に約定時における当社が定めた為替レートを乗じた額

②払込みにより取得をした外貨建上場株式等 前項第1号イの払込みにより取得した場合については、その外貨建の払い込んだ金額に注文時における当社が定めた為替レートを乗じた額

③前項第1号ロの移管がされる外貨建上場株式等 その移管に係る外貨建の払出し時の金額に払出日に当社が定めた為替レートを乗じた額

3 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、第1項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの(なお、当該移管の対象が外貨建上場株式等の場合には、その移管に係る外貨建の払出し時の金額に払出日に当社が定めた為替レートを乗じた額で判定されます。)

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限り)または租税特別措置法第37条の10第3項第3号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税未成年者口座等への移管)

第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

①非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号ロまたは同条第3項第1号の移管がされるものを除きます。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

②お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

2 第1項に定める移管については、事務上のやむを得ない事情により同項各号に定める日後に移管の事務処理が行われる場合がありますが、その期間において未成年者口座に係る非課税の特例の適用はありません。

(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

①災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

②当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第19条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われぬものに限り)または贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号または第6号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限り)による譲渡

ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡

ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得

条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡

- ③当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る租税特別措置法第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること

(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第9条 お客様が支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)および上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金および分配金(以下、「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第10条 第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第11条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当社は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取引した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

(出国時の取扱い)

第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

- 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。

(未成年者口座内の投資信託受益権等の累積投資取引に関する取扱い)

第13条 お客様が、当社所定の方法により、投資信託受益権等の累積投資取引に関し、買付けを希望される各累投口ごとに契約を申し込み、当社が承諾した場合(既に他の累投口(財形貯蓄、ミリオン、株式累積投資を除きます。))の契約が締結されているときは、希望される累投口の1回目の買付けのお申込みをもって、当該累投口の契約申込みがあったものとし、)に証券取引約款第11章で規定する当該累投口を未成年者口座内に開設することができます。ただし、当該累投口については、累積投資契約の締結に基づき、投資信託受益権等の収益分配金および償還金から、各投資信託受益権等に係る交付目論見書の定めに従い買付けられた投資信託受益権等は、未成年者口座ではお取扱いいたしません。

(未成年者口座内の金額・株数指定取引に関する取扱い)

第14条 お客様が、当社所定の方法により、金額・株数指定取引に関する契約を申し込み、当社が承諾した場合に、証券取引約款第9章で規定する金額・株数指定取引口座(以下、「金株口座」といいます。)を未成年者口座内に開設することができます。

- 前項の金株口座は、以下のとおり取扱うものとし、
 - 未成年者口座内に開設された金株口座においては金額指定取引、全部売却および株数指定売却のみの取扱いとなります。ただし、株数指定売却は証券取引約款第16章に規定する日興イーリートレードのみの取扱いとなります。
 - お客様が買付注文を行う際に、当社に対して未成年者口座への受入れである旨を明示し、取得された上場株式等の金株口座に係る有価証券持分等は、未成年者口座内の金株口座にて受入期間ごとに管理されます。
 - 同一の受入期間の買付数量の合計(その時点までの売付数量控除後の数量を意味します。以下同じ。)が最低売買単位に達した場合、証券取引約款第92条の5第1項で規定する有価証券の振替を指示することができます。
 - 証券取引約款第92条の7第3項で規定する自動スウィングの対象となる数量が、複数の受入期間の買付数量を合計して最低売買単位に達した場合には、自動スウィングは行わず、未成年者口座内に開設された金株口座における最低売買単位以上の買付数量の合計の全部を有価証券持分等として管理いたします。

第3章 課税未成年者口座の管理

(課税未成年者口座の設定)

第15条 課税未成年者口座は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、「未成年者非課税適用確認書」が提出された時点においてすでに弊社で特定口座を開設している場合に限り、課税未成年者口座についても特定口座の適用を受けます。

(課税管理勘定における処理)

第16条 上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第17条から第19条および第21条において同じ。)の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、当社とお客様の間で締結した「課税未成年者口座管理契約」に基づき、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定において処理いたします。

(譲渡の方法)

第17条 課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。))または租税特別措置法第37条の10第3項第3号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

第18条 課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第19条 課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金

銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ①災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ②当該上場株式等の第17条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われぬものに限ります。)または贈与をしないこと
 - イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号または第6号に規定する事由による譲渡
 - ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡
 - ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡
- ③課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第20条 第18条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合)

第21条 お客様の基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。)を廃止いたします。

- 2 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座(特定口座である課税未成年者口座に限ります。)に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管されます。

(出国時の取扱い)

第22条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第17条および第21条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

(課税未成年者口座への入出金処理)

第23条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

- ①お客様名義の当社証券口座からの入金
- ②お客様名義の預貯金口座からの入金
- 2 お客様が未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
 - ①お客様名義の証券口座への移管
 - ②お客様名義の預貯金口座への出金
- 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。
- 4 お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。
- 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭または証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

第5章 代理人による取引の届出

(代理人による取引の届出)

第24条 お客様の代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。

- 2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
- 3 お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
- 4 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。
- 5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

(法定代理人の変更)

第25条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

第26条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、租税特別措置法第37条の14第1項各号に定める上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、同法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨および当該注文が成立した場合の取得対価の額(以下、「注文時取得対価額」といいます。)の明示を行っていただく必要があります。

ります。なお、受入期間内に既に受け入れた上場株式等の取得対価の額(当社が既に受注し未成立の注文に係る注文時取得対価額を含みます。)と新たな注文時取得対価額の合計額が80万円を超えている場合は、当該新たな注文時取得対価額に係る取引を未成年者口座で行うことはできません。その場合およびお客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りま)。)

- 2 お客様が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様が当社の未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもから譲渡することとさせていただきます。

(基準年以降の手続き等)

第27条 基準年に達した場合には、当社はお客様に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

(非課税口座のみなし開設)

第28条 平成29年から平成35年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

- 2 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

(届出事項の変更)

第29条 第3条に基づく「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」等の提出後に、お客様の氏名、住所、個人番号など当該「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」等の記載事項に変更があったときまたは個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第25条の13の2の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した「未成年者口座異動届出書」を当社に提出していただきます。その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様は住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示し、確認を受けていただくこととなります。

(免責事項)

第30条 お客様が前条の変更手続きを怠ったことその他の当社の責めに帰すべきでない事由により、未成年者口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。

(本契約の解除)

第31条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ①お客様または法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
 - ②租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
 - ③租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
 - ④お客様が基準年の1月1日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
 - ⑤お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該未成年者口座開設者が死亡した日
 - ⑥証券取引約款の規定に基づきお客様の本口座である証券総合口座が廃止となった場合 当該証券総合口座の廃止日
 - ⑦お客様がこの約款の変更不同意とされたとき 当社の定める日
- 2 前項第4号に定める相続・遺贈の場合、未成年者口座開設者の相続人・受遺者は、当社に「未成年者口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、未成年者口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該未成年者口座から上場株式等の全部が払い出され、同日に本契約が解除される取扱いとなることにはご留意ください。

(合意管轄)

第32条 この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第33条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

- 2 当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課することになる場合には、その改定事項をお客様に通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断される場合は、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。
- 3 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定に同意いただいたものとみなして取り扱います。

制定 平成28年4月1日

